

くじ抽選の方法について

岩美町財務規則第135条の規定に基づいて作成された最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者が2人以上いる場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札者を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「00～99」を記入する。なお、当該入札書のうちくじ番号に記載がない者があるときは、当該入札に関係のない職員がくじを引き、表示されたくじ番号を記載するものとする。

2 くじの手順

- (1) 入札参加者名簿（入札参加申込があり、入札参加資格が確認できた者を整理した名簿をいう。）の小さいものから順に「抽選番号」（0，1，2，3，…）を付与する。
- (2) くじ対象者の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計をくじ参加者の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記（1）の「抽選番号」の入札参加者を落札者とする。

例）くじ対象者が3者の場合

- (1) 入札参加者名簿に登録されている整理番号の小さいものから順に「抽選番号」（0，1，2，3，…）を付与する。

業者名	任意のくじ番号	入札参加者名簿整理番号	抽選番号
A 社	2 3	0 1	0
B 社	7 8	0 2	1
C 社	4 9	0 3	2

- (2) くじ番号の和を求め、くじ対象者数で除算し、余りを算出する。

$$23 \text{ (A 社)} + 78 \text{ (B 社)} + 49 \text{ (C 社)} = 150$$

$$150 \div 3 \text{ (者)} \cdots \underline{\underline{\text{余り } 0}}$$

- (3) 落札者の決定

業者名	抽選番号	落札
A 社	0	○
B 社	1	
C 社	2	

※ 抽選番号と余りが一致